

# 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律 施行規則（案）の概要

平成 30 年 5 月  
水 産 庁

## 1. 概要

昨年 6 月に制定・公布された「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」（以下「法」という。）の規定に基づき、指定鯨類科学調査法人の指定等の手続を定めるもの。

## 2. 主な内容

### （1）鯨類科学調査の実施に関する計画の策定（第 1 条）

法第 6 条第 1 項の規定により、鯨類科学調査の実施に関する計画を策定するときは、あらかじめ、専門的知識を有する者（（一財）日本鯨類研究所、（独）水産研究機構、大学の研究者等を想定）の意見を聴かなければならない旨規定。

### （2）鯨類科学調査の実施

#### ① 指定鯨類科学調査法人の指定（第 2 条）

法第 7 条第 1 項の指定鯨類科学調査法人（（一財）日本鯨類研究所を想定）の指定の申請に当たり、提出すべき申請書の記載事項及び添付書類を規定。

#### ② 指定鯨類科学調査法人以外の者による鯨類科学調査の実施（第 4 条）

法第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定鯨類科学調査法人以外に実施主体としようとする者（地域捕鯨推進協会を想定）に提出を求める書面の記載事項及び添付書類を規定。

### （3）鯨類科学調査の実施の状況等の報告（第 3 条、第 5 条）

指定鯨類科学調査法人等が鯨類科学調査の実施状況及び調査結果を報告する際の報告事項等を規定。

○農林水産省令第 号

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律（平成二十九年法律第七十六号）第六条第一項、第七条第三項及び第六項並びに第八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則を次のように定める。

平成三十年 月 日

農林水産大臣 齋藤 健

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則

（鯨類科学調査計画の策定）

第一条 農林水産大臣は、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定により鯨類科学調査計画を策定しようとするときは、あらかじめ、鯨類に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（指定鯨類科学調査法人の指定の申請）

第二条 法第七条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農

林水産大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面

五 その他法第七条第二項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

(指定鯨類科学調査法人による報告)

第三条 法第七条第三項の規定による実施の状況の報告は、毎年度、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該年度に実施された鯨類科学調査の実施海域

- 二 当該年度に実施された鯨類科学調査の実施年月日
  - 三 当該年度に実施された鯨類科学調査の方法（鯨類の捕獲により行うものにあつては、捕獲した鯨類の種類及び頭数を含む。）
  - 四 当該年度に実施された鯨類科学調査により収集された科学的情報
  - 五 当該年度に実施された鯨類科学調査により得られた科学的知見
  - 六 その他参考となるべき事項
- 2 法第七条第三項の規定による結果の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 鯨類科学調査の実施海域
  - 二 鯨類科学調査の実施年月日
  - 三 鯨類科学調査の方法（鯨類の捕獲により行うものにあつては、捕獲した鯨類の種類及び頭数を含む。）
  - 四 鯨類科学調査により収集された科学的情報
  - 五 鯨類科学調査により得られた科学的知見

六 その他参考となるべき事項

(指定鯨類科学調査法人以外の者による鯨類科学調査の実施)

第四条 農林水産大臣は、法第八条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主体（以下「実施主体」という。）としようとする者に対し、氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び事務所の所在地）を記載した書面並びに次に掲げる書類の提出を求めることができる。

一 その者が個人である場合には、住民票の写し及び略歴

二 その者が法人である場合には、定款、登記事項証明書、役員の名、住所及び略歴を記載した書面並びに鯨類科学調査の実施に関する意思の決定を証する書面

2 農林水産大臣は、実施主体を決定したときは、遅滞なく、その旨及び期間をその者に通知するものとする。

第五条 法第八条第二項の規定による報告については、第三条の規定を準用する。

第六条 農林水産大臣は、実施主体が鯨類科学調査を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、実施主体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 農林水産大臣は、実施主体が前項の規定による命令に違反したときは、その者を実施主体としないこととすることができる。この場合において、農林水産大臣は、遅滞なく、その旨をその者に通知するものとする。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

# 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の概要

## 立法の背景

- 昭57年 IWC（国際捕鯨委員会）が**商業捕鯨モラトリアム**導入を決定  
 昭62年～ 南極海及び北西太平洋において鯨類捕獲調査を開始  
 平17年～ シー・シェパード等の**反捕鯨団体による妨害活動**が激化  
 平26年3月 ICJ（国際司法裁判所）による「南極における捕鯨」訴訟判決  
 ・第二期南極海鯨類捕獲調査は国際捕鯨取締条約8条1の規定の範囲内の科学的調査目的ではない。  
 平26年4月 衆参の農林水産委員会の**調査捕鯨継続実施等に関する決議**  
 ・「鯨類捕獲調査が有する各般にわたる重要な意義に鑑み、…今後とも継続実施すること」  
 ・「調査捕鯨の船団や乗組員の安全確保に責任を持つこと」  
 ・「国の責務として調査捕鯨を位置付け、国による安定的な財政支援を行うこと」  
 平27年12月 新南極海鯨類科学調査を開始  
 平28年11月 新北西太平洋鯨類科学調査計画をIWC科学委員会に提出

- ・商業捕鯨の再開等を目指し安定的かつ継続的に調査捕鯨を実施
  - ・調査捕鯨を**国の責務**として位置付け、財政上の支援、妨害行為への対応等の施策が必要
- ⇒ **新法の制定が必要**

## 法律案の内容

### 1. 目的（第1条）

- ・商業捕鯨の実施による水産業等の発展を図る
- ・海洋生物資源の持続的な利用に寄与する

### 2. 定義（第2条）

- ・鯨類科学調査：鯨類の持続的な利用のための科学的情報の収集を目的とする鯨類に関する科学的な調査（鯨類の捕獲その他の方法で、この法律のスキームにより実施されるもの）

### 3. 基本原則（第3条）

- ・鯨類科学調査は、①～④の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴って実施
- ①主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指す
- ②条約及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえる
- ③十分な分析・研究、研究成果の公表
- ④必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携

### 4. 国の責務（第4条）

### 5. 調査の実施（第5条～第8条）

- ①政府による基本方針の策定
- ↓
- ②農林水産大臣による鯨類科学調査計画の策定
- ↓
- ③指定鯨類科学調査法人等による実施  
（日本鯨類研究所・地域捕鯨推進協会を想定）

### 6. 鯨類科学調査の実施体制の整備等（第9条・第10条）

- ・調査費用の補助
- ・調査研究人材の養成・確保
- ・調査用の船舶・乗組員の確保

### 7. 妨害行為への対応等のための施策（第11条～第14条）

- ・調査実施主体の妨害対策への支援
- ・政府職員・船舶の派遣
- ・関係行政機関による情報共有
- ・外交上の適切な措置
- ・妨害行為のおそれのある外国人の入国管理

※効果的な妨害行為の排除の方法・取締りの在り方について検討条項（附則第4項）

### 8. 科学的知見の国内外における普及等（第15条）

- ・科学的知見の普及・活用
- ・鯨類科学調査の意義に関する理解の増進
- ・鯨類に関する文化等についての広報活動
- ・捕鯨を取り巻く国際環境の改善のための外交上の措置

### 9. 調査終了後における利用（第16条）

- ・調査終了後の有効かつ合理的な利用の確保
- ・学校給食等における利用の促進
- ・加工・販売等を行う事業者等の安心の確保

### 10. 財政上の措置等（第17条）

### 11. 鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査についての措置（第18条）

- ・必要に応じて、7.（第11条～第14条）及び10.（第17条）に準じた措置を実施